

1. ご遺族サポートハンドブックについて

このハンドブックは、身近な方が亡くなられたことに伴い必要となる各種手続きをまとめております。区役所・総合支所での手続きのほか、区役所・総合支所以外での主な手続きについても掲載しております。

(1) 区役所・総合支所での手続き

ご遺族サポート窓口を利用せずに手続きを行うことも可能です。その場合は、以下の流れで必要な手続きを行っていただくこととなりますので、ご確認ください。

① チェックリストで手続きを確認

5～7ページのチェックリストを使い、亡くなられた方について当てはまる項目に✓を付けます。✓が付いた項目の「必要な手続き」名と「参照ページ」を確認し、詳しい手続き内容を確認しましょう。
※4ページのフローチャートで大まかな手続きを確認することもできます。

亡くなられた方は

必要な手続き	参照ページ
<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主で、同じ世帯に残る方が2人以上いる	8 A
<input type="checkbox"/> 世帯主の変更	8 B
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードを持っている	8 C
<input type="checkbox"/> せんだい市民カード、印鑑登録証を持っている	9 A
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証を持っている	9 B
<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方がいる	9 C
<input type="checkbox"/> 葬祭費の支給申請 ★	
<input type="checkbox"/> 世帯主の変更	

該当する質問に✓を付ける

参照ページ「8 A」
↓
8ページの「A 世帯主の変更」の手続きへ

【事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用する場合】

- ・★マークの手続きは、原則、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了します。
- ・その他の手続きについても、氏名や住所等を印字した申請書のご用意や、番号札の事前取得、担当部署へのご案内などを行います。

国民健康保険
主な分類ごとにチェックリストを掲載

② 必要な持ち物や窓口を確認して手続き

①でチェックした参照ページから、手続きに必要な持ち物や窓口などを確認して手続きをしましょう。

「詳しくはお問い合わせください」と記載のあるものは、亡くなられた方や手続きされる方の状況により必要なものが異なりますので、あらかじめお電話等で担当窓口を確認をお願いします。

※各区役所・総合支所の代表電話番号は45ページをご覧ください。

5. 区役所・総合支所での手続き

世帯主変更 住民票関係

A 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主であった場合に、世帯主を変更する手続きです。
なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が世帯主となるため、手続きは不要です。

お持ちいただくもの
 本人確認書類

手続きできる人
同一世帯員

手続きの期限（亡くなられてから）
14日以内

手続き窓口
各区役所・………戸籍住民課
宮城・秋保総合支所………税務住民課

手続きにあたっては
3ページ 基本の持ち物・注意事項についても確認をしましょう。

※注意：手続きを行う窓口は、亡くなられた方が住民登録をされていた区の区役所（総合支所の区域内の場合は総合支所）の窓口です。

ハンドブックについて
区役所・総合支所での手続き一覧（チェックリスト）
区役所・総合支所での手続きの主な手続き
法定相続情報証明制度について
不動産を相続された方へ
委任状に関するご案内
よくあるご質問
お問い合わせ先
主な相談窓口一覧

1. ご遺族サポートハンドブックについて

(2) 区役所・総合支所以外での主な手続き

36～38ページには、区役所・総合支所以外での主な手続きを掲載しています。
 ご遺族サポート窓口を利用する場合も、区役所・総合支所以外での手続きについては、別途各機関で行っていただく必要があります。
 事前に、各問い合わせ先へ必要な持ち物など詳しい内容を確認した上で、手続きを行きましょう。

6. 区役所・総合支所以外での主な手続き			
戸籍簿本・住民票の写し・税などの証明書が必要になる場合があります。必ず各機関にお問い合わせください。 なお、証明書の原本は返却される場合もありますので、その点も確認したくことで証明書の取得枚数を減らすことができます。			
主な手続き	窓口	お問い合わせ先	
健康保険 (国民健康保険・後期高齢者医療制度の) 高額療養費の支給申請 ※ 支給対象となる場合は、診療を受けた月の3か月後以降に通知をお送りします。通知が届きましたら、期限内(診療月の末日から2年以内)に手続きを行ってください。	仙台市保険年金課 保険係分室	022-374-6672	
(国民健康保険以外の) 健康保険に関する手続き	各勤務先		
厚生年金 未支給年金、遺族厚生年金の請求	年金事務所 年金相談センター	[ねんきんダイヤル] 0570-05-1165 [仙台東年金事務所] 022-257-6111 ※宮城野区 [仙台南年金事務所] 022-246-5111 ※若林区、太白区 [仙台北年金事務所] 022-224-0891 ※青葉区、泉区	

年金事務所 年金相談センター

[ねんきんダイヤル] 0570-05-1165

[仙台東年金事務所] 022-257-6111 ※宮城野区

[仙台南年金事務所] 022-246-5111 ※若林区、太白区

[仙台北年金事務所] 022-224-0891 ※青葉区、泉区



分類、キーワードごとに掲載

主な手続きのほか、窓口やお問い合わせ先を掲載
 ※注意：お問い合わせ先は令和5年4月時点のものです。

(3) その他の掲載情報

39ページ
 法定相続情報証明制度、
 不動産の相続登記について

7. 法定相続情報証明制度について

法定相続情報証明制度
 ●平成28年5月29日から、全道の登記(法務省)において「法定相続情報証明制度」がスタートしています。
 ●登記簿(法務省)と戸籍簿(法務省)の両方を参照して法定相続情報(法定相続情報一覽)を生成し、その一覽に紐づく印を付した写しを提出していただきます。
 ●法定相続情報一覽の写しを利用することで、各種相続手続きで戸籍簿を提出しなくても済みます。
 ※ 相続手続に必要な書類は、本制度がなくても済みます。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

8. 不動産を相続された方へ

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！
 ●土地・建物の所有者がなくなった場合、相続登記を申請する必要があります。相続登記の申請は、相続人全員が1週間以内に行わなければならないので、そのための準備も、義務化の準備も必要です。

40～41ページ
 委任状の書き方や参考様式を掲載

9. 委任状に関するご案内

各種手続を代理の方が行う場合には、委任状が必要となります。
 ※ 「代理人」となる場合は必ず委任状(8～9ページの各手続詳細に)に代理人による手続不可(委任状)が必要です。

様式について

- ※ 宛先(委任状の参考様式を載せておきますので、必要事項を記入の上、印刷してお使いいただけます。(任意の様式でも可です。)
- ※ 委任状の作成にあたっては、委任事項を忘れずに記入してください。
- ※ 不明な点は、手続を行う窓口にお問い合わせください。

【記載例】

委任状

委任者(親の方)

住所

氏名

生年月日 昭和 大正 昭和 平成 令和 年 月 日

私は、上記の君を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項:

対象者:

委任者(親の方) 令和 年 月 日

✂ 様式は切り取って使用できます

42～44ページ
 よくある質問とその答え

10. よくあるご質問

死亡に関する手続きについて、窓口や電話よくある質問(回答)をまとめた。

01. 戸籍の死亡の手続きはいつまでに済ませたいですか？

● 届出する期間
 ◎ 死亡した日の属する月、届出人の住所(居住地)を基とした届出期間となります。
 ◎ 本市の届出先(区役所)
 ◎ 本市の届出先(区役所)に届出する場合は、届出期間(届出先)を基として届出期間となります。
 ◎ 本市の届出先(区役所)に届出する場合は、届出期間(届出先)を基として届出期間となります。
 ◎ 本市の届出先(区役所)に届出する場合は、届出期間(届出先)を基として届出期間となります。
 ◎ 本市の届出先(区役所)に届出する場合は、届出期間(届出先)を基として届出期間となります。

02. 死亡届を提出している中で、区役所での手続きは済ませたいですか？

● 死亡届を提出している中で、区役所での手続きは済ませたいですか？

03. 亡くなった人の葬儀費用は誰が負担するのでしょうか？

● 亡くなった人の葬儀費用は誰が負担するのでしょうか？

04. 亡くなった人の葬儀費用は誰が負担するのでしょうか？

● 亡くなった人の葬儀費用は誰が負担するのでしょうか？

45～46ページ
 お問い合わせ先、主な相談窓口一覧

11. お問い合わせ先

仙台市総合コールセンター「社の都おしえてコール」
 制度や手続きに関するお問い合わせは、こちらをご利用ください。
 ☎ 022-398-4894 FAX 022-398-5070

受付時間 平日 午前9時～午後5時 土日祝日 午前9時～午後5時(年中無休)
 ※ 本番(受付)は、022-398-4894(4)にダイヤルしてください。

URL: <https://faq.city仙台.jp/>

各区役所・総合支所

所在地	代表電話番号
青葉区役所 青葉区上町一丁目5-1	022-229-7211
宮城野区役所 宮城野区下馬子町5-1	022-392-2111
宮城野区役所 宮城野区五輪二丁目12-35	022-291-2111
若林区役所 若林区長町三丁目3-1	022-282-1111
太白区役所 太白区長町三丁目1-15	022-427-1111
緑区役所 緑区長町三丁目1-15	022-399-2111
泉区役所 泉区中央二丁目1-1	022-372-3111

12. 主な相談窓口一覧

窓口の名称や住所、電話番号、受付時間、お問い合わせ先を掲載しています。詳しくは各窓口のホームページをご覧ください。

窓口名称	住所	電話番号	受付時間
特別相談	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
健康保険	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-374-6672	平日 午前9時～午後5時
年金事務所	仙台市青葉区中央二丁目1-1	0570-05-1165	24時間受付
市民生活	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
子育て	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
高齢者	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
障害者	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
外国人	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
外国人	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時
外国人	仙台市青葉区中央二丁目1-1	022-398-4894	平日 午前9時～午後5時